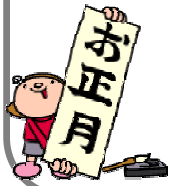


社会保険労務士せのサポが毎月発行しています



経営と労務の
お役立ち情報

せのサポ定期便

平成 24 年 (2012 年) 1 月 1 日 発行

平成 24 年 第 39 号



《1月の労務・税務お仕事カレンダー》

《1月10日まで》

◆10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付→ 郵便局または銀行

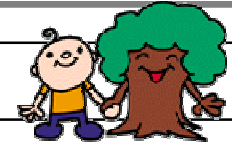
《1月31日まで》

◆法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・合合計表)の提出→税務署

◆給与支払報告書の提出(1月1日現在のもの)
→市区町村

◆固定資産税の償却資産に関する申告
→市区町村]

人事労務の森



2011年の仕事観を表す漢字は「耐」

◆仕事観を現す漢字に1,000人の会社員が回答
株式会社インテリジェンスから「2011年の仕事観を表す漢字」に関する調査(25~39歳のビジネスパーソン1,000人が回答)の結果が発表されました。

以下の結果をご覧になって、皆さんも同じように感じられるでしょうか？

◆1位は「耐」。「学」「変」「考」が新たにランクイン
上記アンケートによるベスト10は、次の通りです。
(なお、カッコ内の順位は前年のものです。)

1位「耐」(4位)

2位「楽」(1位)

3位「忍」(2位)

4位「苦」(3位)

5位「忙」(7位)

6位「生」(5位)

7位「学」(圏外)

8位「変」(圏外)

9位「努」(10位)

10位「考」(圏外)

どちらかと言えばマイナスイメージである「耐」が前年の4位から1位に、「忙」が前年の7位から5位に上昇しました。また、「学」「変」「考」が圏外から新たにランクインしています。

◆メーカーは「忙」、建設・不動産は「楽」

業種別に見てみると、メーカーでの1位は「忙」であり、「震災、節電、円高、タイ洪水など、情勢の変化に合わせて自身の仕事も変化したため、忙しい1年だった」といった声が多かったそうです。

建設・不動産での1位は「楽」であり、「不況で仕事が少なく楽だった」という意見が目立ったそうです。しかし、「今後は被災地復興のために、建設業では仕事が増えそう」といった声も見られたようです。

事/務/所/日/誌

12月の動き

●就職支援セミナー講師を務めました

1日、ハローワーク岡山さん、21日、ハローワーク倉敷さん管轄の会場で開催された就職支援セミナーの講師を務めました。1日は職務経歴書の書き方と面接の受け方について、21日は職務経歴書や面接対策にもなる自分棚卸しの方法をワークショップ形式で、お話しさせていただきました。

●井原商工会議所、労務相談

8日、井原商工会議所さん主催、定例労務相談の相談員を務めました。

労務相談では、今までに、雇用に関する助成金、就業規則(社内規程)の見直し、在職老齢年金などについての相談をお受けしました。

次回の私の担当は2月の第2木曜日の予定です。

●「いばら朝陽同好会」第6回目に参加

21日、当事務所が事務局を担当している、雑誌「致知」を使った早朝勉強会の6回目を井原市内の企業さんで開催しました。当日は7名の参加者がありました。次回、1月18日開催予定です。

お問い合わせは 0866-63-3213 までどうぞ

受付時間●日祝以外、午前9時~午後6時 FAX050-1188-2050 (FAXは24時間受付)

組織力向上委員会

◆今月のポイント

「お互い良く知る、知らせる」

私が師事する人事政策研究所・望月禎彦先生の考えによると、やる気・モチベーションを高める仕掛けの1つに、「お互いを良く知る、知らせる」という方法があります。

それを実現するために企業では様々な取り組みを行っています。望月先生が関わるある企業では、「Yahoo 知恵袋」的な書き込み可能な掲示板の設置をしたそうです。従来から社内活用されている情報システムに機能を追加して運用しました。

ところが3ヵ月ほど経って、使われなくなりました。その理由は、社員数がそんなに多くないため、必要なことは直接、聞いたほうが早かったからです。

文章での表現はニュアンスを伝えることが難しいときもありますし、相手の表情が見えないため、うまく真意が伝わらないということもあります。

ITの時代ですが、やはり直接、人と会って話しをするとうことが「お互いを良く知る、知らせる」うえで、いちばん有効な手段なのかもしれません。

私は昨年、仕事のできる人の行動事例(コンピテンシー)研修を5社の企業で実施させていただきました。

この研修では、ただ単に行動事例を作るだけでなく、先の「お互いを良く知る、知らせる」ために古くて、新しい(?)「直接、人から見聞きする」ということがミソとなっています。

コミュニケーションが必要な職場で、コミュニケーションがなかったり、マンネリ化で必要な言葉しか発していないスタッフにとって、お互いの仕事への思いなど「直接、人から見聞きする」ことは、予想以上の効果があると思います。



●社長さん・総務担当者のための知っておきたい「助成金ワザ」! 「飲食店など喫煙室等を設置した場合の助成金」

まず計画書を提出し認定を受ける必要があります!

●社労士せのサポからのワンポイント!

今月の助成金は、昨年10月1日から、旅館や飲食店等の中小企業事業主が実施する受動喫煙対策の取組み(喫煙室の設置等)に対して創設された助成金です。

この助成金は、一般の事業場と同様に、旅館や飲食店等においても換気等の措置だけでなく受動喫煙防止対策としてより効果的と考えられる喫煙室の設置による空間分煙の促進を図るため創設されたものです。

助成金を受けようとする中小企業事業主は、「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、これを事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出し、あらかじめ認定を受けます。

受動喫煙による健康への悪影響から非喫煙者を守るルールは、今後より一層強化されることが予想されます。この機会に助成金を活用し、分煙体制の整備を検討してみたいかがでしょうか。

●主な支給要件と支給額

以下のすべての要件を満たす事業主が対象。

- (1) 労災保険の適用事業主であること
- (2) 旅館、料理店または飲食店を営む中小企業事業主であること
- (3) (4)に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ている
- (4) 室内またはこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスの提供をする場合、(3)の計画に基づき、一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じたこと
- (5) (4)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備していること

助成額は、工事、設備費、備品費および機械設置費等、喫煙室の設置等に係る費用の4分の1(上限200万円)で、支給単位は事業場単位、1事業場当たり1回のみです。

★詳しくは、当事務所へお問い合わせください

●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに、見つかります。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>